

海上保安試験研究センターにおける研究活動に係る不正の防止及び不正行為への対応等に関する規則

平成28年3月24日
保総試第208号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、海上保安試験研究センター（以下「当センター」という。）における研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に適正かつ厳正に対応するための措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究資金 国土交通省の予算、海上保安庁の予算並びに省庁又は省庁が所管する独立行政法人が公募手続きにより配分又は措置する研究活動を行うための資金をいう。
- (2) 研究者 当センターにおいて研究活動に従事している者をいう。
- (3) 研究者等 前項に規定する研究者及び当センターの施設又は設備を利用して研究に携わる者をいう。
- (4) 不正行為 研究資金による研究活動において故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータ及び調査結果等においてなされる、次号から第7号に掲げる行為及び証拠隠滅又は立証妨害をいう。
- (5) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (6) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (7) 盗用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究に携わった者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (8) 資金配分機関 国土交通省、海上保安庁並びに公募手続き等により研究活動を行うための資金を配分する省庁又は省庁が所管する独立行政法人をいう。

(9) 研究倫理教育 組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や、研究者に求められる行動規範を習得等させるための教育をいう。

(研究者の責務)

第 3 条 科学研究においては、自らが計画を立案、実施し、データを分析・評価して、研究成果を公表することから、研究者は自らの研究活動に責任を負うものであり、誇り高い倫理性を保持し、別途定める行動規範に従い研究活動に従事しなければならない。

2 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート、研究データその他の研究資料及び研究成果を適切に保存・管理し、開示必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第 2 章 不正行為防止のための体制

(最高管理責任者)

第 4 条 海上保安試験研究センター所長は、当センターの研究活動における不正行為の防止及び不正行為への対応等に関し最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(総括責任者)

第 5 条 企画調整官は、海上保安試験研究センター所長を補佐し、当センターにおける研究倫理向上、研究活動における不正行為の防止及び不正行為への対応等に関する具体的な施策を講じていくうえでの全体を総括する権限と責任を有する者(以下「総括責任者」という。)として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第 6 条 当センターにおける研究倫理教育について、実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとし、研究者が所属する課長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、所属する研究者に対し、研究倫理教育を定期的に行う等、研究者の倫理の保持に努めなければならない。

第 3 章 通報の受付

(受付窓口の設置)

第 7 条 不正行為に関する通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、管理課長を通報又は相談を受付ける受付窓口（以下「受付窓口」という。）とする。

(通報の受付体制)

第 8 条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談等により、受付窓口に対して通報を行うことができる。

- 2 原則として、通報は、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者等の氏名及び不正行為の態様等の事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。
- 3 受付窓口の職員は、匿名による通報について、必要と認める場合には、総括責任者と協議の上、これを受付けることができる。
- 4 受付窓口の職員は、通報を受付けたとき、速やかに、最高管理責任者及び総括責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、通報を受け付けた旨を当該通報に係る資金配分機関に報告するものとする。
- 6 受付窓口の職員は、通報が郵便等により行われ、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知りえない場合には、通報が匿名によるときを除き、通報者に受け付けたか否かを通知するものとする。
- 7 新聞等の報道機関又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者等及び不正行為の態様等の事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理的理由が示されている場合に限る。）、受付窓口の職員は、これを匿名の通報に準じて取り扱いすることができる。
- 8 通報された内容が、被通報者が他機関で行った研究活動である場合は、受付窓口の職員は、当該通報を当該他機関に通知し、当該事案の取扱い等必要な事項について協議する。
- 9 受付窓口の職員は、通報を他機関から受けた場合は、通報があったときに準じた取扱いをする。

(通報の相談)

第 9 条 不正行為があると思料する者で、通報の是非や手続きについて疑問がある場合は、受付窓口に対して相談をすることができる。

- 2 受付窓口の職員は、通報の意思を明示しない相談があった場合には、その

内容を確認して、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認するものとする。

- 3 前項に規定する場合において、相談者から通報の意思表示がなされないときであっても、匿名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという場合には、受付窓口の職員は、その内容を確認し、その旨を最高管理責任者及び総括責任者に報告する。
- 5 前項の規定による報告があった場合において、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当な理由があると認められた場合は、当該報告内容に係る者に対して指導を行うものとする。

(受付窓口の職員の義務)

第10条 受付窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合には個室で実施し、書面、ファクシミリ、電子メール又は電話等による場合には、その内容を他の者が見聞きできないような措置等を、適切な方法で実施しなければならない。

- 2 前項の規定は、通報の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第11条 この規則に定める業務に携わる全ての者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査過程について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。この場合において、職を退いた後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、通報に係る事案が外部に漏洩した場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査の途中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 3 この規則に定める業務に携わる全ての者は、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第12条 最高管理責任者は、通報したことを理由とする当該通報者の職場環

境の悪化又は差別待遇が発生しないようにするため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 当センターに所属する全ての職員（最高管理責任者を除く。以下同じ。）は、通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であると判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して不利益な措置を行ってはならない。

（被通報者の保護）

第13条 当センターに所属する全ての職員は、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止その他の被通報者に不利益な措置を行ってはならない。

（悪意に基づく通報）

第14条 被通報者を陥れ、又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者、当センター又は被通報者が所属する組織等に何らかの不利益を与える通報を行ってはならない。

第5章 事案の調査

（調査委員会の設置）

第15条 最高管理責任者は、第8条第4項の報告を受けた場合には、調査委員会を設置し、通報された不正行為の疑義が生じている研究について調査を行わせるものとする。

- 2 調査委員会は、最高管理責任者を調査委員長、総括責任者を副調査委員長とし、調査委員は、最高管理責任者が当該対象となる研究に従事していない者の中から指名するものとする。
- 3 調査委員会は、必要に応じて、調査の対象者に対して調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 調査委員会の事務は、管理課で行う。
- 5 調査委員会の設置と並行し、海上保安庁監察規則（訓令第12号 H14.4.1）及び海上保安庁職員の懲戒手続き等に関する訓令（訓令第38号 S48.12.3）に基づく必要な手続きを行うものとする。

（調査の方法等）

第16条 調査委員会は、通報された不正行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事項について調査を行う。

- 2 通報される前に取り下げられた論文等に対して調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを確認したうえで判断するものとする。
- 3 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動の論文、実験・観察ノート、研究データその他資料の精査及び関係者へのヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 通報者、被通報者その他通報に係る事案に関係する者は、本調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
- 5 調査対象が、競争的資金による研究の場合、当該資金配分機関に本調査を行う旨通知するものとする。
- 6 調査委員会は、調査の実施に際し、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 7 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定された場合には、速やかに調査結果を公表するものとし、公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、措置の内容、調査委員の氏名及び所属、調査方法が含まれるものとする。

(証拠の保全)

第17条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 通報された事案に係る研究活動が、当センター以外の研究機関で行われた場合は、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第18条 調査委員会は、調査に当たって、調査対象となる公表前のデータ及び論文等の研究又は技術上秘密とするべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(本調査中における一時的措置)

- 第19条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究活動に係る研究資金の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、事案に係る資金配分機関から、通報された研究活動に係る研究資金の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究資金の使用停止)

- 第20条 最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究資金の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究資金の使用中止を命ずるものとする。ただし、通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報について不正行為が認定された場合については、この限りではない。

(論文等の取下げ等の措置)

- 第21条 最高管理責任者は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他必要な措置を講じるものとする。

(措置の解除等)

- 第22条 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為が行われなかったと認定された場合には、調査に際してとった研究資金の支払い停止措置及び証拠の保全措置等を速やかに解除するものとする。
- 2 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置が必要と認めた場合には、所要の措置を講じるものとする。

(秘密保持)

- 第23条 調査委員会委員及びその他通報の処理に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(競争的資金の執行管理)

- 第24条 最高管理責任者は、競争的資金の配分を受けた研究者の研究資金を管理するものとし、資金を支出するとき又は支出した後に、当該支出が適正

であるか確認するものとする。

- 2 競争的資金に係る会計処理は、国費の経理に準ずるほか、別に定める要領に基づいて実施する。

(内部監査)

第25条 最高管理責任者は、当センターにおける競争的資金の適切な管理に関する監査(以下「内部監査」という。)を実施する。

- 2 内部監査は、別に定める要領に基づいて実施する。
- 3 監査に関する庶務は、管理課に置く。

(内部監査の留意事項)

第26条 内部監査は、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、研究活動上の不正行為の防止等の体制整備について改善を重視した監査を行うこと。
- (2) 研究活動上の不正行為の発生要因を把握し、それに応じた効果的で実効性のある監査を行うこと。

附則(平成28年3月24日 保総試第208号)

この規則は、平成28年3月24日から施行する。